

通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が不適切

4件 不当金額(支出) 1148万円

1 交付金事業の概要

防災・安全交付金(河川)事業等は、河川事業において、事業を行う上で支障となる通信線、配水管等の所有者である電気通信事業者又は水道事業者に対し、移設に要する費用を補償するものである。

事業主体は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(これらを「公共補償基準」)等に基づき行うこととしている。

公共補償基準等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減価相当額」)並びに既存公共施設等を売却することなどにより得るであろう処分利益及び発生材価格を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(以下「復成価格」)とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。

2 検査の結果

2県及び2市において、補償費の算定に当たり、減価相当額を復成価格に基づき算定すべきところ誤って既存公共施設の材料費や減価償却累計額を基にするなどして過小に算定していたり、処分利益の一部を控除していなかったりなどしていたため、補償費が計2856万円過大に算定されていて、これらに係る交付金等相当額計1148万円が不当と認められる。

<事例>

京都市は、京都市水道事業者に対し、配水管等の移設に要する費用の補償として計4365万円(交付対象事業費同額、交付金交付額計1455万円)を支払っている。同市は、本件補償費の算定において、配水管等を建設するための費用から控除する減価相当額を、既存の配水管等の財産台帳における減価償却累計額を基に121万円と算定していた。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、既存の配水管等と同等の配水管等の復成価格に基づいて算定すべきであり、これを基に算定した減価相当額1425万円を控除するなどして適正な補償費を算定すると3061万円となり、本件補償費4365万円は、これに比べて1304万円(これに係る交付金相当額434万円)過大となっていた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額	摘 要
岩手県	岩手県	床上浸水対策特別緊急	平成 27～ 29	円 6483万 (6483万)	円 3241万	円 825万 (825万)	円 412万	減価相当額及び 処分利益の額を 誤っていたもの (通信線等)
神奈川県	横浜市	防災・安全 交付金(河 川)	29、 30	9451万 (9451万)	3150万	375万 (375万)	125万	減価相当額を誤 っていたもの (通信線等)
京都府	京都市	同	29、 30	4365万 (4365万)	1455万	1304万 (1304万)	434万	減価相当額を誤 るなどしていた もの(配水管等)
山口県	山口県	社会資本整備 総合交付金 (河川)	24、 28	7364万 (7364万)	3682万	351万 (351万)	175万	減価相当額及び 処分利益の額を 誤っていたもの (通信線等)
計	4事業主体			2億7666万 (2億7666万)	1億1530万	2856万 (2856万)	1148万	